

釧路湿原自然再生全体構想

2005年3月 釧路湿原自然再生協議会

釧路湿原自然再生全体構想

～ 未来の子どもたちのために ～

はじめに

釧路湿原には、国内では失われつつある貴重で素晴らしい自然が多く残されています。しかし、その自然も近年の開発によって大きく変化しています。自然環境の価値に多くの人々が気づきだした現在、残された自然を大切に、失われた自然を少しでも取り戻していくことが求められています。

この構想では、地域固有の自然を次の世代に残していくための取り組みと、地域社会のさまざまな関わりについて、基本的な考え方や目標などを定めています。

第1章．自然再生の取り組みに至る経緯と背景

(1) 釧路湿原の概要と釧路川流域の歴史

釧路湿原は、釧路川¹⁾に沿って広がる日本最大の湿原です。現在の面積は約2万ヘクタール(約203平方キロメートル、湿原内湖沼を含む面積)で、低地湿原の原生的な自然が残されています。ハンノキの散在するヨシやスゲ類の湿原(低層湿原)と、高山性植物を含むミズゴケ類の湿原(高層湿原) それらの中を蛇行する河川からなり、他に類を見ない景観となっています。同時にこの湿原は、タンチョウ、オジロワシをはじめとする鳥類、キタサンショウウオ、エゾカオジロトンボなど、貴重な野生動物の生息地ともなっています。また、保水・浄化・洪水調節・地域気候を緩和する機能など、

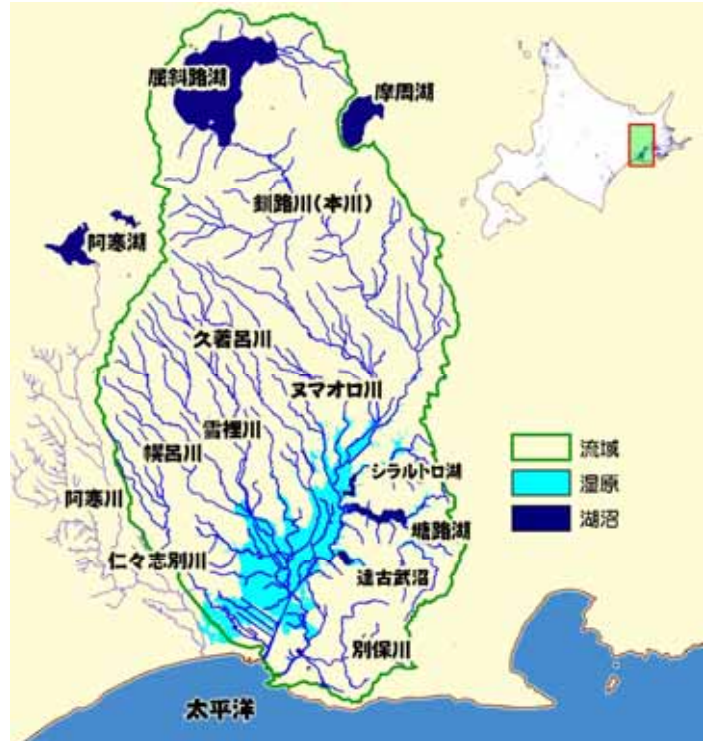


図1-1．釧路湿原と釧路川流域の範囲

1) 釧路川の西側を流れる阿寒川は、かつては釧路川に合流する支流でしたが、現在は直接太平洋に流下しています。

人々の暮らしを支える重要な役割を果たしています。

釧路湿原を涵養する最大の河川である釧路川は、阿寒国立公園の屈斜路湖から流れ出る延長 154 キロメートルの一級河川です。釧路川は多くの支流を擁し、それらを含めた流域面積は約 25.1 万ヘクタールに達します(図 1-1)。

釧路川の流域には、釧路市、釧路町、標茶町、弟子屈町、阿寒町および鶴居村の 6 市町村が含まれます。その人口は 1950 年代に急増し、現在は 24.1 万人です(図 1-2)。そのうち釧路川流域の総人口は約 17.7 万人(1995 年国勢調査)で、一次産業では特に酪農が盛んです。二次産業は、製紙業が大きなウエイトを占めています。近年は、自然を生かした観光業(三次産業)も、重要な位置を占めるようになってきました。

流域の開発は 1880 年代より始まりました。当初は周辺丘陵地帯からの木材搬出が主たる産業でした。1920 年には釧路川の大洪水により多くの犠牲者が出ました。その後釧路川を直線化するなどの治水工事が本格的に始まり、湿原の農地化が少しずつ始まりました。1940 年代後半からは、戦後復興に伴って湿原周辺で森林の伐採が進められました。さらに戦後の食糧不足と農産物の安定供給を目指し 1960 年代から、国の方針でこの地域を食糧生産基地とするため、大規模な農地開発と河川改修が行われました。同時に、湿原南部では市街地の拡大が進みました。

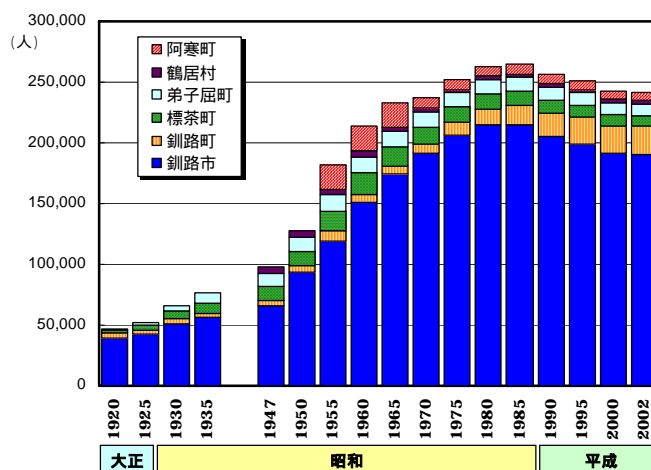


図 1-2 . 流域の 6 市町村の人口推移
(総務省統計局「国勢調査」)

(2) 釧路湿原と地域社会の課題

釧路湿原はおよそ 6,000 年の年月を経て形成されてきたといわれ、少しずつ自然の力で変化しています。しかし近年、周辺での人間活動の影響により、急激な変化が現われ始めています。

現在直面している最も重要な課題は、湿原面積の急激な減少です。1947 年には約 2.5 万ヘクタールあった湿原は、1996 年の調査では約 1.9 万ヘクタールにまで減少し、この 50 年間で 2 割以上も消失しています。この多くは農地や市街地の開発によるものです。流入する河川の周囲に広がっていた湿原はほとんど開拓され、農地に変わってきました。しかし、水はけが悪いために、農地化が困難で利用できない所も見受けられます。

また湿原の南側からは、市街地の拡大に伴って湿原を埋め立てて住宅地や道路、資材置き場等に使用する面積も増大し、景観を損なうだけでなく、

キタサンショウウオの生息地を狭めるなどの影響が出ています。

一方で湿原が乾燥化するなどの質的な変化も異常な速さで進行しています。その背景には上流の河川や丘陵地の変化があります。流域の急速な農地化とともに、人工林に転換される場所も増え、自然林も著しく減少しました。また、森林伐採や裸地の出現、管理されていない作業道などにより、土砂の流出が激しくなりました。

さらに上流での河川の直線化なども手伝って、湿原内には多量の土砂が流入するようになってきました。これによりヨシやスゲ類の湿原内でハノキが異常に成長したり、湖沼で急速に土砂が堆積し水生植物や淡水魚類も減少するなど、湿原の生態系に大きな影響を与えています。同時に、生活排水や畜産排泄物の流入なども見られ、生態系への影響も現実のものとなっています。これらの変化は、水産業にも影響を及ぼしていると考えられます。

近年、湿原は「豊かな自然環境」の一つとして注目が集まり、観光にも活用されるようになりました。観光によって多くの人々が湿原にふれる機会が増え、湿原への理解が進みましたが、その一方で過剰な利用やマナーの悪い利用による環境への影響についても議論が起こっています。

自然は変化するものでありますが、近年見られるような人為的な影響による急激な変化は、野生生物のみならず人間にとっても好ましいものではありません。釧路湿原の自然環境を保全・回復させるために、早急に対策をとる必要が生じてきました。

(3) 釧路湿原における環境保全の取り組みと自然再生の始まり

釧路湿原は長い間、住民にとって役に立たないものと考えられてきました。しかし釧路地方にも高度成長の波が押し寄せ、開発議論が盛んになった1971年には北海道自然保護協会釧路支部（現、釧路自然保護協会）が設立され、釧路湿原の重要性を認識して無秩序な開発に歯止めをかけようという運動が始まりました。1973年には、釧路地方総合開発促進期成会・釧路湿原対策特別委員会から「釧路湿原の将来」と題して、「自然保護優先の原則」など、開発と自然保護に関する3つの基本原則が定められました。この保護運動はその後、釧路湿原のラムサール条約登録や、国立公園化につながっていきます。

釧路湿原のラムサール登録湿地指定は、1980年に行なわれました。湿原の生態系の重要性が認識され、国内最初の登録地になりましたが、登録当初は湿原の中央部が指定されたのみでした。しかし1993年にラムサール条約締約国会議が釧路市で開催されるに及んで、湿原の重要性とラムサール登録湿地の意味を広く一般住民が知るところとなり、登録湿地も3湖沼を含むなど次第に拡大し、より広い範囲に保全の網がかかるようになりました。

これと相前後して1987年には、湿原の風致景観や野生生物の保護と利用

の増進を図ることを目的として、釧路湿原国立公園が指定されました。

しかしながら釧路湿原が広く知られるようになった当時は、バブル経済の時期でもありました。各種の保護指定が湿原範囲にとどまって周辺の丘陵地を十分に含んでいなかったことから、湿原周辺ではゴルフ場造成などのリゾート開発計画が目白押しとなり、危機感を持った住民が全国の支援により、ナショナルトラスト運動による湿原と周辺丘陵地の環境保全に取り組みました。同時に釧路湿原の環境悪化を指摘して自主的に植林活動を始めたことから、保全活動は流域を単位とする生態系保全へと新たな展開を見せてきました。

一般住民の環境に対する関心が一層高まったことも後押しして、行政による具体的な湿原保全の動きが始まりました。1995年には北海道が、釧路湿原の保全施策を進めるための「釧路湿原保全プラン」を策定しました。また、河川法改正などの動きも受けて、1999年には学識者や関係行政機関からなる「釧路湿原の河川環境保全に関する検討委員会」が設立され、関係省庁や自治体、NPOなどによる検討が行なわれるようになりました。

2002年に「過去の社会経済活動等によって損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻す（自然再生法のあらまし）」ことを目的とした自然再生推進法が公布されたのに基づき、2003年11月には「釧路湿原自然再生協議会」が発足しました。これにより地域が中心となり、釧路湿原の自然再生の取り組みが始まっています。

第2章．自然再生の基本的な考え方と原則

(1) 釧路湿原における「自然再生」とは

本構想が提案する自然再生は、過去に損なわれた自然を積極的に取り戻そうとする取り組みです。「自然再生」という言葉は、あまりなじみがありませんが、ここでは自然再生基本方針も踏まえて、より広く、自然の**保全・回復・復元・修復・維持管理・創出**などの概念を含むものとして定義します²⁾。したがって、自然をそのままの形で残すことから、自然の質を高めるような工夫をすることまでを含みます。大きな目標に向かって、様々な取り組みを効果的に組み合わせていくことが重要なのです。

(言葉の参照)³⁾

自然を取り戻す試みは、さまざまに議論されています。地域の状況に合わせて、よいやり方を考えていく必要があります。釧路湿原では、「創出」するケースは少なく、「保全」や「復元」「修復」が主になるものと思われれます。

保全: 今残されている良好な自然を良好な状態で維持すること。

回復: 自然が自律的に元の姿に戻っていくことを維持・支援すること。

復元: 過去にあった自然の姿を人間の手で取り戻すこと。

修復: 自然のもつ機能を人間の手で高めること。

維持管理: 人間の手で生じた自然の良好な状態を人間の手で維持していくこと。

創出: 自然がほとんど失われた場所に良好な自然を人間の手で作りに出すこと。

2)自然再生推進法では、「自然再生」の定義として「保全・再生・維持管理・創出」としてありますが、ここでは「再生」という言葉を避けるとともに、いろいろな「再生」の形があるということを詳しく紹介しています。図の方も参照してみてください。

3)海外では自然再生に関する議論や研究が盛んに行なわれており、それぞれの用語は英語では以下のように表現されています。

保全 conservation、回復 recovery、復元 restoration、修復 rehabilitation、
維持管理 maintenance、創出 creation

保全（保存）

さまざまな「自然再生」

より
受動的

回復

自然に戻るのを見守る

人間の手で取り戻す

復元

修復

自然の質を高める

維持管理

身近な自然を維持する

創出

新たにつくる

日常の管理

より
能動的

(2) 自然再生を実施する上での原則

ここでは、自然再生に取り組む上で重要な原則を示します。全ての取り組みは、この原則に従って実施されます。

生態系のつながりがある流域全体を対象に考える（流域視点の原則）

自然の抱える問題を解決するためには、社会的な単位にとらわれずに方針を立てていく必要があります。特に湿原生態系は複雑な結びつきで、湿原 - 河川 - 森林と広い範囲に関わりを持ちます。今までは、個々に取り組んできましたが、この自然再生ではまず**流域全体**で現状把握を行ない、各対策の成果も**流域全体**で評価する必要があります。

残された自然の保全を優先し、できるだけ自然の復元力にゆだねて、自律的な自然の回復を目指す（受動的再生の原則）⁴⁾

自然再生の本質は、人間が自然に対して能動的な「創生」「修復」より、自然に対して受動的な「保全」「回復」にあります。第一に**残された良好な自然を守ることを優先**し、その上で自然の復元や修復を図っていくべきです。自然に対して「何もしない」ことも、大切な選択であると捉える必要があります。また、**自然の力にゆだねる方法（受動的）があるならば、それを優先すべき**です。

保全を優先するという考え方はラムサール条約の勧告の中でも述べられています。これは 未だ不可知な部分がある自然を人間がつくることは難しく、おこがましい、手をかけない手法の方がコストが低くて済む、という二つの理由から保全の方が手法として優れていることを示しています。

また、自然の劣化が著しく、はじめは能動的な手法が必要な場合でも、徐々に自然の回復力にゆだねるようにします。最終的には自然が自らの力で維持する自律的な状態を目指すことを基本とすべきです。

* (補足解説) 「受動的 passive」というのは、人間の側が「受け身」ということです。逆に人間が積極的に自然に働きかけることを「能動的」と呼んでいます。この原則は、自然の力を活かして、人間はそれに合わせて再生していきましょう、ということを示しています。

科学的な知見を集積し、現状を把握する（現状の科学的な把握）

生態系は多様な要素と関係からなる複雑な存在で、絶えず変化を続けています。この生態系については、いまだ十分に分かっていないため、科学的な

4)自然再生事業に対しては「形を変えた公共工事ではないか」という批判があります。そうではないことを示すため、「まずは残された自然を守ることから考えるのだ」ということを強調している原則です。

知見を集積しながら進めていくことが重要です。特に、再生を行なう対象地の現状について様々な視点から情報を収集して、**事業による変化の予測をたてる**ことが重要です。希少な生物や地域産業への影響については、特に丁寧に把握することが重要です。

長期的な視野で具体的な目標を設定する（明確な目標設定）

自然再生は短期間ではなかなか成果が出ないため、**長期的な視野**で取り組む必要があります。しかし、明確で客観的な目標を設定しなければ方向性や手法が定まりません。生態系の変遷を踏まえて、各取り組みについて**具体的な目標**を設定する必要があります。

各施策は結果を評価・検証しながら、補正して対応できるように運用する（順応的管理の原則）

具体的な取り組み方法を決めるためには、その結果について科学的な予測を行なう必要があります。そして実施し始めた後にも、**慎重で丁寧に取り組み**、その結果を**モニタリング**（定期的な検証）する必要があります。さらに目標に照らして評価しながら、**取り組みの修正**を行なうことが重要です。そのために取り組む手法は、修正が困難な手法は極力避け、後でその成果を客観的に評価・修正できるようにします。

*（補足解説）「順応的管理 adaptive management」は実験的管理とも呼ばれ、実際に運用しながら修正をしていく実施方法を指しています。「見直し」を前提とするため柔軟な取り組みが可能となりますが、客観的でしっかりとした見直しを行わないと、「いい加減な」管理になってしまう危険があります。

良好で多様性のある自然を取り戻すという目標のために、修復も選択肢に含める（自然の保全・復元と修復）⁵⁾

自然再生の目的は、良好で多様性のある自然をなるべく取り戻すことです。その目標に少しでも近づけるための様々な工夫や取り組みも「再生」の一つとして重要です。過去の状態を完全に復元することだけを目指すのではなく、**自然の良好な機能をとりもどすこと（修復）も検討する必要があります**。土地利用や産業との関わりで復元が困難な地域でも、自然を取り戻すために**可能な取り組みをすることが大切です**。

5)過去が良かったからといって、全てを過去に戻すのは不可能で。ここでは、質を高めるための工夫も「再生」の一つで、積極的に取り組みましようとして述べています。

地域の産業や治水・利水と自然環境の効果的両立を目指す（地域産業・治水との効果的両立）⁶⁾

湿原周辺の流域では、農林業をはじめとするさまざまな地域産業が営まれています。これらの産業を維持・活性化することと両立するように自然再生は進めていかなければなりません。そのために、再生の対象地を検討するときには、すでに産業に不適であることが明らかとなっている場所などから考えていく必要があります。

一方で、希少な自然環境を残すために特に重要な地点については、優先的に再生を検討する必要があります。

地域産業を営んでいる地域においても、周辺の環境に配慮する工夫をすることで、湿原の保全と産業の活性化の両立を図ることが重要です。

河川については、治水・利水のための管理を行ってきたことを踏まえつつ、本来のダイナミズムを持った状態の再生を目指す必要があります。

自然を利用する一次産業の持続的な発展を目指すことも自然再生の目的の一つとすべきです。

多くの人々が連携し、地域社会における生活の保全につながることを目指す（多様な主体の参加の原則）

自然環境の課題は全ての人々との関わりを持ちますが、地域社会の役割は重要です。自然再生の取り組みには、利害関係のある流域全体の全ての人々が関わる必要があります。

また、再生の過程・成果が地域社会のメリットにならなければ、再生事業は持続的に展開できません。地域への不利益を防ぐように工夫し、再生によって得られる長期的な利益を理解してもらうようにしなければなりません。

情報の公開と説明を十分に行ない、市民⁷⁾が主体的に関われるようにする（情報公開の原則）

再生の取り組みを進めていくためには、多くの人々の理解と合意が不可欠です。計画・実施内容・評価は常に公開し、検討の過程も透明性を保たねばなりません。

人々の意見や考え方を積極的に取り入れ、主体的に関わることを促すように取り組む必要があります。

6)ここでは、地域産業に配慮した形で進めることの重要性にふれ、産業に不適な場所を再生するのが基本であることを示しました。「効果的」という言葉には、地域産業・環境保全それぞれに有意義のように進めていきたいと思いますという願いを込めています。

7)ここでの「市民」は、広く一般市民、国民という意味です。

**地域の自然環境と産業に対する理解を深める教育を並行して進める
(環境教育実践の必要性)⁸⁾**

自然再生を進めるためには、地域住民のみならず多くの人たちが、地域の自然環境や産業・生活への理解をいっそう深めていく必要があります。

特に「保全」や「維持管理」のためには、一人一人の取り組みが重要であり、環境を大切にする意識を持たねばなりません。そのためには、環境教育的な効果をもたらす取り組みや場を積極的に持つことに配慮することが重要です。

8)推進法では、自然環境学習の推進の必要性にわざわざ言及しています。ここでも、地域の自然環境や産業への理解を深める取り組みの重要性についてふれました。

第3章・自然再生の対象となる区域

(1) 基本的な考え方

もっとも重要な保全対象は釧路湿原です。そして、生態系のつながりを持った流域全体を自然再生の取り組み範囲として考えます。

(2) 対象範囲

釧路湿原をつくりだした釧路川水系の集水域（分水嶺から河口までのすべての流域）を基本的な対象範囲として考えます（注）。面積は約25.1万ヘクタール、流域は大小多数の支川の集水域からなりたっています（図3-1）。関係する市町村は、釧路市・釧路町・鶴居村・標茶町・弟子屈町・阿寒町の6つの市町村です（図3-2）。

注）ただし、阿寒川水系に関しても、かつて一体であった南部の湿原については、つながりを配慮しながら考えます。また、最下流に位置する海域についても影響を考慮します（図3-1）。



図 3-1.対象範囲の流域

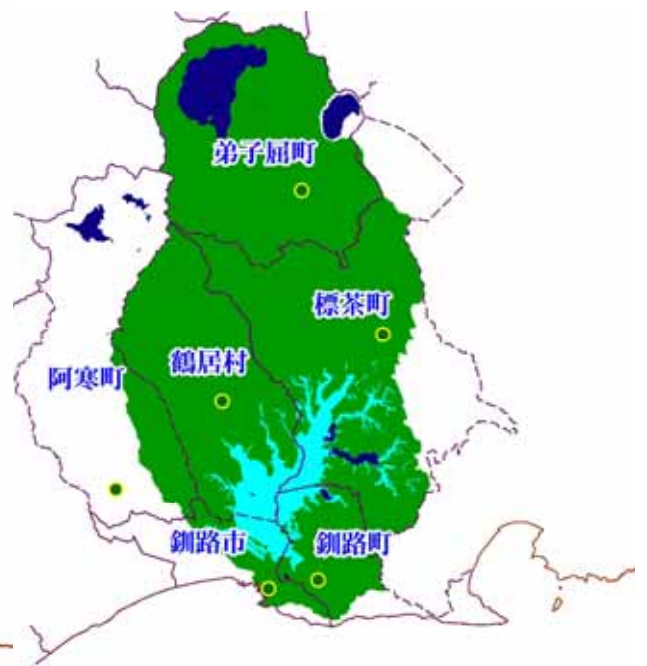


図 3-2.関係する6つの市町村

第4章・自然再生の目標

(1) 目指す姿⁹⁾

この自然再生が目指すのは、

この地域に本来生息している生き物たちが絶滅することなく生きていける環境、そして私たちの暮らしに豊かな恵みをもたらす「水と緑の大地」を取り戻す

ことです。

思い描くイメージとしては...？

タンチョウやシマフクロウ、イトウなどがすむ多様な生命の環、川から海にわたる豊かな自然の幸、



美味しい飲み水、

雨が降っても土砂で覆われることの少ない水辺、安らぎや感動を与えてくれる湿原景観...

こうした豊かな恵みを受けながら、地域の人々が暮らし、子どもたちが自然について学ぶ...



それは具体的にはいつ頃のイメージ...？

急速な悪化が進む以前の、国際的に価値が認められたラムサール条約登録前のような湿原環境を一つの姿とします。

そのような環境を取り戻していくことは大変なことで、50年、100年といった時間がかかるかもしれません。しかし、その実現のために湿原に関わる多くの人々が協力し、行動していくようになることが、目指している姿なのです。

9)ここでは、多くの人にイメージしやすい「目指している姿」を言葉で表現してみました。また、具体的な生き物や時期について確認したい人のために、別の表現もしています。この目標は、必ず達成しなければいけない評価対象というより、みんなで持つ「夢」の姿と考えています。

(2)流域全体としての目標

1. 湿原生態系の質的量的な回復

流域に残された良好な自然の保全をまず優先させながら、それに加えて周辺の劣化した生態系の復元、修復を進めることにより、健全な湿原生態系を回復します。

湿原面積の減少に歯止めをかけて、現在の湿原面積¹⁰⁾を維持する。

生態系の上流から中流・下流に至るつながり、陸域から水域に至るつながりを回復するために、流域の河川や丘陵地の森林の質や量を改善する。現在の土地利用や産業との関係から以前の状態に戻すことが困難な場合にも、それらと両立させながら生態系の質を可能な範囲で改善・向上させていく。

これらを通じて、地域の生物種を絶滅させないようにする。

2. 湿原生態系を維持する循環の再生

湿原を支える豊富な湧水や地下水も含めた流域の健全な水循環と、その良好な水質を回復します。

数千年かけてつくられてきた泥炭の上に成り立つ湿原が、自然のゆっくりとした時間の中でゆるやかに変化していくという、湿原本来の姿に近づけていきます。

森林、河川、湿原生態系の間での健全な物質循環を回復する。

流域の開発などによって発生する土砂や汚水などの湿原への流入を減らす。

3. 湿原と持続的に関われる社会づくり

湿原に与える負荷を減らすような環境に配慮する産業や、環境にやさしいライフスタイルを確立・普及するなど、流域全体で湿原とともに生きる豊かな地域づくりを進めます。

自然再生の取り組みによって、暮らしの安全性や快適性を損なわずにむしろ高めていくことをめざす。

情報を共有することを通じて地域の理解を広げ、地域づくりの主体として多くの流域住民が立ち上がり参加することによって地域主導の取り組み

10) 釧路湿原の現在の面積は、算出方法・対象とする範囲・含める植生タイプなどによって違いがありますが、現在のところ次のような数字が出されています（湖沼をのぞく値）。

釧路開発建設部(1999) ... 194.3k m² ... 空中写真(1996)の判読による

釧路開発建設部(2000) .. 212.2k m² ... 衛星写真(2000)の判読による

環境庁(1988) 210.0 k m² ... 現存植生図を元に算出

環境庁(2000) 197.4 k m² ... 現存植生図と空中写真を元に算出

環境省・金子(2003) ... 193.6 k m² ... 地形図の地図記号から算出

みになるように展開していく。

環境教育の場として積極的に活かしていくことにより、多くの人々が湿原の大事さを体感し、より身近に感じられるようにしていく。そして適切な保全と利用のルールやマナーの共通認識を持つ。

自然再生を中心として流域における人々の交流が活発化するなかで、いろいろな役割や新たな仕事生まれ、再生の取り組みを誇りを持って次の世代に引き継いでいけるようにしていく。